海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第二百九十九号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

日以前に建造され又は建造に着手された	イー平成二十年十二月三十一日以	項から第三項までに規定する設備に限る。) についての旧法第十九条
日のいずれか早い日	成三十五年十二月三十)第十九条の三十六の表の下欄に掲げる設備等(旧法第五条第
条約発効日以後の定期検査開始日)	理条約が効力を生じないときは、	及び海上災害の防止に関する法律(以下この号において「旧法」とい
二十一日までに船舶バラスト水規制管	査開始日(平成二十七年十二月三十一日までに船舶	一年九月七日以前に行われるもの(改正法による改正前の海洋汚染等
をいう。) に応当する日以後の定期検	舶所有者に対し引き渡された日をいう。	発効日以後最初に行われる特定設備についての新定期検査が平成三十
年において船舶引渡日(当該船舶が船)	二 次に掲げる船舶 平成二十八年に	二 条約発効日前に建造され又は建造に着手された船舶であって、条約
五年十二月三十一日のいずれか早い日	始日」という。)又は平成三十五)又は平成三十六年六月十七日のいずれか早い日
される日。次号において「定期検査開	設備についての定期検査が開始される	は、その次に行われる特定設備についての新定期検査が開始される日
であるときは、その次に行われる特定	われる定期検査が開始される日であるときは、	供しようとするときに行われる新定期検査が開始される日であるとき
・航行の用に供しようとするときに行	開始される日が当該船舶を初めて航	る日(当該新定期検査が開始される日が当該船舶を初めて航行の用に
)が開始される日(当該定期検査が	おいて単に「定期検査」という。	査を含む。以下この条において「新定期検査」という。) が開始され
れる同項の検査を含む。以下この号に	定期検査を行ったものとみなされ	第二項の規定により当該定期検査を行ったものとみなされる同項の検
十九条の四十六第二項の規定により当該	規定による定期検査(新法第十九	新法第十九条の三十六の規定による定期検査(新法第十九条の四十六
についての新法第十九条の三十六の	において「特定設備」という。)	設備に限る。以下この条において「特定設備」という。)についての
でに規定する設備に限る。以下この号	新法第五条第一項から第三項まで	の下欄に掲げる設備等(新法第五条第一項から第三項までに規定する
の三十六の表の下欄に掲げる設備等(後最初に行われる新法第十九条の	除く。) 条約発効日以後最初に行われる新法第十九条の三十六の表
掲げる船舶を除く。) 条約発効日以	建造に着手された船舶(次号に掲	う。)前に建造され又は建造に着手された船舶(次号に掲げる船舶を
条約発効日」という。)前に建造され又は	日(以下この条において「条約発	日(平成二十九年九月八日。以下この条において「条約発効日」とい
バラスト水規制管理条約が効力を生ずる	第十八条1の規定により船舶バラ	第十八条1の規定により船舶バラスト水規制管理条約が効力を生ずる
をいう。以下この条において同じ。)	る船舶バラスト水規制管理条約を	る船舶バラスト水規制管理条約をいう。以下この号において同じ。)
(新法第十七条第二項第三号に規定す	一 船舶バラスト水規制管理条約	一 船舶バラスト水規制管理条約(新法第十七条第二項第三号に規定す
それぞれ当該各号に定める日とする。	船舶の区分に応じ、それぞれ当該各	船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。
項の政令で定める日は、次の各号に掲げる	第四条 改正法附則第二条第一項の政	第四条 改正法附則第二条第一項の政令で定める日は、次の各号に掲げる
で定める日)	(改正法附則第二条第一項の政令で	(改正法附則第二条第一項の政令で定める日)
	附則	附則
行	現	改正案

の三十六の規定による定期検査(旧法第十九条の四十六第二項の規定

船舶であって、水バラストタンク(船舶に設置されたタンクであっ

か早い日 ての新定期検査が開始される日又は平成三十六年六月十七日のいずれ た船舶を除く。 該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われるものを除く により当該定期検査を行ったものとみなされる同項の検査を含み、当)が平成二十六年九月八日以後平成二十九年九月七日以前に行われ 条約発効日以後二回目に行われる特定設備につい

(特定現存船に関する経過措置)

第五条 いう。 定は、適用しない。 条第一項本文(新法第十七条の六において準用する場合を含む。)の規 船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日までの間は、 規定する有害水バラスト排出をいう。 行うことができないものとして国土交通省令・環境省令で定めるものを 附則第二条に掲げる水域が存在しないため特定水バラスト交換排出 正法附則第二条第 以下この条において同じ。 特定現存船 (前条各号に掲げる船舶であって、 項に規定する特定水バラスト交換排出をいう。)からの有害水バラスト排出(同項に)

については、 前条各号に掲げる その航路の周辺に 新法第十七 改 を

2 第十九条の四十四第 当該各号に定める日までの間は、 に係る部分に限る。 七条の二第一項に規定する有害水バラスト処理設備 において準用する場合を含む。) 特定現存船については、 「有害水バラスト処理設備」という。 の規定は、 項及び第三項(それぞれ有害水バラスト処理設備 前条各号に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ 新法第十七条の二(新法第十七条の六 適用しない。 第十九条の四十一第一項)に係る部分に限る。 (以下この条におい (新法第十 並びに

3 める日以後初めて」とする。 あるのは 備に係る部分に限る。 する法律 特定現存船についての新法第十九条の三十六 (平成二十六年法律第七十三号) 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一 の規定の適用については、 附則第1 (有害水バラスト処理設 一条第 同条中 項の政令で定 「初めて」と 部を改正

> 容量が千五百立方メートル未満であるもの又は五千立方メートルを 超えるもの 水バラストの積載のためのものをいう。 口において同じ。)の

量が五千立方メートル以上であるもの 造され又は建造に着手された船舶であって 平成二十一年 月一 日以後平成二十三年十二月三十一 水バラストタンクの容 日以前に

口

(新設)

第五条~第八条 略

第六条~第九条

略